

年末調整のご案内

お申込み期限
11月20日
まで

年末調整の時期が近づいてまいりましたのでご案内いたします。

お早めにお申込みください！（お申込み専用フォームより）

年末調整とは

年末調整とは、従業員様等の1年間の所得税を確定させ、毎月給与より控除している所得税との差額を調整（還付又は徴収）する手続きです。

《給与支払のある事業者様》 年末調整と法定調書合計表等の書類の提出義務があります。

《給与支払のない事業者様》 年末調整は不要ですが、法定調書合計表等の提出が必要になります。

※ 年末調整により確定した所得税を納付しなかった場合、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。
※ 所得税の納付が期限に遅れた場合、不納付加算税（最大10%）及び延滞税（最大14.6%）がかかります。

必要書類 ※後日必要書類の詳細をご連絡させていただきます。

会社が
用意するもの

- 賃金台帳・給与明細等
- 報酬等の請求書
- 原稿料やデザイン料の請求書
- スズカオリジナル退職情報シート

従業員が
用意するもの

- スズカオリジナル年末調整シート
- 扶養控除申告書
- 保険料等控除申告書
- 配偶者控除申告書
- 各種控除証明書等
- 前職の本年分源泉徴収票

手続きの流れ

11月

（準備・資料収集）

1. 年末調整準備
2. 従業員様からの資料収集
3. 年末調整資料のチェック・不足資料の収集

12月

（税額計算・書類作成）

1. 給与、年末調整情報の集計
2. 年税額、過不足税額の計算
3. 源泉徴収票、納付書、支払調書、合計表、総括表、給与支払報告書の作成
4. 最終給与における所得税の精算、源泉徴収票の配布

1月

（税額納付・書類提出）

1. 源泉所得税の納付（税務署） 納付期限：1月20日（納期の特例の場合）
2. 支払調書の送付
3. 合計表、総括表、給与支払報告書の提出（税務署、市町村）

料金のご案内（税別）

- 基本料金 10,000円
- 年末調整手続加算（対象者1名につき） 1,500円
- 支払調書作成加算（対象者1名につき） 1,000円
- 総括表作成加算 2カ所目から（1市町村につき） 1,000円

【お問い合わせ窓口】

スズカ税理士法人【経営パートナー会計事務所】

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目3-4 フージャース札幌ビル

TEL：011-205-0921（代） メール：kteam@suzuka-tax.jp ホームページ：https://www.suzuka-tax.jp/